

2006年6月3日

ホーム・カミング・デイ企画

新制大学と社会学部創立の経緯 — 2つの「社会科学の総合大学化」構想 —

平子友長（社会学部研究科教授 社会思想史）

A. 一橋大学の歴史

1. 東京高等商業学校から東京商科大学へ（1920年）

一橋大学の歴史（1875年森有礼が商法講習所を私設）は、全体として、日本におけるリベラルな思想・文化を体現している。明治の藩閥政府以来の「官尊民卑」の風潮の中で、常に「民」の立場を主張する流れの中にあつた。

この「民」の立場の内実は、当初（東京高等商業学校まで）は、実業界の要求に答える人材を養成する実学としての商学を研究・教育（教育優位）する学校という形で具体化された。

しかし大正期にはいると大正デモクラシーおよび大正教養主義の影響を強く受けつつ、実業人養成に留まらず、学問研究を中心に置き、しかも商学のみならず、社会諸科学（人文諸科学も含め）全般を研究・教育するユニヴァーシティ *universitas* を希求する機運が發展して行く。

制度としては商学部のみ単科大学であつたが、理念と内実としては社会科学の総合大学 *universitas* を目指した。具体的には「内部制度として早くから商学科経済学科法学科の三者を設け一般総合大学における学部準じて取り扱っていた」（「新制大学立案の趣意」）。

2. 戦時下（満州事変から1945年まで）の一橋大学

2-1. 治安維持法による思想弾圧を受けた。

大塚金之助教授（1892-1977）：1933年1月10日『日本資本主義発達史』の編集者の一人としていわゆる第五次共産党事件に連座して警視庁特高課員により逮捕され、同年1月31日辞表提出を余儀なくされた。

高島善哉助手（1904-1990）：1933年12月21日警視庁特高課員により逮捕された。その時岩波文庫から出される予定になっていたマルクス『剰余価値学説史』の翻訳原稿も押収された。不起訴。

「当時の治安維持法体制下では、・・・起訴されたのは検挙総数のうちの約一割であり、治安維持法違反の疑いがあるというだけで検挙・拘引された残りの大多数は法違反の是認を強制された上で釈放されるという弾圧のメカニズムが実働していた。なお1933年の治安維持法違反事件検挙者は14622人、同起訴者は1285人、ともにこの年がピークであった。」（『高島善哉 その学問的世界』p.212）。

2-2. 学徒出陣

学徒出陣した学生は 1268 名うち 87 名が戦死した。第二次世界大戦（1937 年以降）に関わる戦没者は 714 名。

2-3. 戦争協力

1940 年 4 月 東亜経済研究所創設（1946 年 3 月経済研究所と改称）

1944 年 10 月 東京産業大学と改称（1947 年 3 月東京商科大学に戻る）

1946 年 11 月 28 日 教員適格審査委員会は、金子鷹之助、米谷隆三、常磐敏太三教授に対して「学説を以て大亜細亜政策、東亜新秩序その他これに類似した政策や満州事変、支那事変又は今時の戦争に理念的基礎を与えた者」（金子）、「軍国主義あるいは極端な国家主義を鼓吹した者」（金子・米谷・常磐）ないし「ファシスト的全体主義を鼓吹した者」（米谷）であったという理由で「教員資格不適格」と認定し休職を命令した。1947 年 10 月文部省の教育職員適格審査委員会は三教授を不適格と判定し、政令 62 号により免職とした。予科の江沢譲爾教授も同委員会により不適格と判定され、1947 年 7 月免職となった。

他方、治安維持法の下で失官となっていた大塚金之助は、1945 年 10 月同法廃止により、同年 12 月 26 日付で改めて教授に任官された。

3. 新制大学発足

1949 年 5 月 東京商科大学を改組し一橋大学とし、商学部、経済学部、法学社会学部および前期部を設置した。

1951 年 4 月 法社会学部を法学部と社会学部に分離し、4 学部とした。

1953 年 4 月 4 研究科からなる大学院（修士課程・博士課程）が設置された。

【学長】

高瀬荘太郎 1944.09.~1946.08.

上原専禄 1946.08.~1949.01. （但し 1947.03.24.までは東京産業大学学長）

中山伊知郎 1949.01.~1955.10. （但し 1949.05.31 からは一橋大学学長）

【社会学部長】

上原専禄 1951.04~

【新制大学発足の理念】

「軍国日本の崩壊という現象は、明らかに一橋にとっては大きな喜びであった。全体主義的な圧力は凡て取り除かれ、自由な学風はここに蘇り新生の息吹きは高鳴ったが、時を同じうして学園を襲った敗戦後の経済的社会的危機は、…再建は単なる口先丈では出来ないことを、骨の随まで橋人に認識させた。そして更に新しい時代は、もはや嘗ての象牙の塔的大学を必要とせず、広く民衆の為に存在する大学を要望していた。」（『一橋専門部教員養成所史』1951 年 p.176、再録『一二〇年史』p.168）

B. 社会学部の創設

社会学部の創設は、新制大学発足の理念（第2の「社会科学の総合大学」化構想）の具体化の中核をなすものとして構想された。

【創立の理念】

「新制大学立案の趣意」¹から

1. 「(1) 新情勢と大学 新しい社会は新しい学問と新しい教育とを要求している。…これに応じて大学制度は刷新されなければならぬ。…なかんづく次の二つの問題が最も重要であると考えられる。一つは学部総合の新しい意味の問題であり他は社会科学の重要視の問題である〔ここでは狭義の社会科学が問題となっていることに注意！〕。諸学部が併置されることはそれだけでは総合ではない。…総合の質が問題にされ、新しくされなければならぬ。社会科学が重要視される理由については多くを語ることを必要としないが、これを制度の上でどう現すかについては新しい努力を必要とする。本学の光輝ある学的伝統の地盤の上にこの二つの新時代の課題に答えんとして構想されたものが、つぎに説明する社会科学の新大学の案である。〕

ここには東京商科大学設立以来の「社会科学の総合大学」の「光輝ある学的伝統」を継承しつつも、それはなお「学部総合の新しい意味」の探求と「社会科学の重要視」を制度面で具体化する上で、なお克服すべき問題点を抱えていたという自覚があった（「諸学部が併置されることはそれだけでは総合ではない。」）。

「この二つの新時代の課題に答えんとして構想されたもの」が、日本の大学制度史の中で空前絶後の社会学部構想であった。つまり社会学部とは、商、経、法と並ぶ一学部であるにもかかわらず、その存在理由が、社会諸科学の総合それ自体を追求することにおかれ、社会科学の総合大学であることを目指している新制一橋大学が、単に「諸学部が併置されること」で総合が果たされたと過信することなく、常にその「総合の質」を高める努力を惜しまないことを「制度の上で」表現し、社会的に約束したものである。

2. 社会学部は、社会学の学部 *faculty of sociology* ではなく社会科学の学部 *faculty of social sciences* である。（「社会科学」という言葉には、広狭二義がある。社会学部の設立目的は狭義の社会科学の研究教育にある。これについては後述。）

「社会科学の名の下にいかなる科学が包括されるか、こころみにシカゴ大学の学制についてこれを見るとつぎのとおりである。

1. 人類学 2. 経済学 3. 教育 4. 地理 5. 歴史 6. 政治学 7. 心理学 8. 社会学

社会科学の名の下にこれらの諸科学が包括されるようになったのは学術の歴史的進歩の結果である。本案で社会科学というとき…大体ここに意味されているものが含まれる。したがって従来の（非常に狭い意味での）社会学でないことはもち論である。…新しい意味の総合性をもった社会科学の大学が、ここに構想される新大学である。」

3. 新社会科学大学の設置理由

¹ 井籐半弥、加藤由作、太田可夫が起草した原案を、1947年11月14日の新制大学立案委員会で検討したものを草案とし、それを若干箇所修正したものが「新制大学立案の趣意」であった（『一橋新聞』第394号、1947年12月1日）。

「新制大学立案の趣意」は以下の六点を掲げている。

「1. 新しい意味をもつ総合大学がつくられる必要がある。研究と教育の両面において言葉の真の意味においての総合性がここでは強調される。…

2. 新しい社会は社会科学の正しい研究を最も必要なこととして要求している〔戦時の国策協力への反省〕。

3. 社会科学はその性質上総合的に研究され教育されなければならない。

4. しかし社会科学はその内容上単独に一分野（学部）を形成して研究されなければならない。このことは論理的にも歴史的に見ても正しい理由を持っている。

5. しかしまた基礎理論を提供する部門がなければ社会科学の総合的研究は成立しない。社会学（広い意味においての）がこの要求を充たすものと考えられる。

6. 設置すべき学部の数と名称は具体的には本学の歴史的情勢からきめられなければならない。

以上の諸点から本学は商学部、経済学部、法学部、社会学部をもつ新しい総合大学たんとするものである。」

「新制大学立案の趣意」によれば、商学部、経済学部、法学部の設置は「本学の歴史的情勢」に由来している。「本学の学問研究の歴史は商学に始まり経済学、…それらに関連する法学更にその他の近代諸科学に及んだともいえる。…本学では内部制度として早くから商学科経済学科法学科の三者を設け一般総合大学における学部に準じて取り扱っていたのである。」

「新しい総合大学」たる所以は、社会学部創立に求められていた。

4. 社会学部の設置理由

「本学部は、社会科学の総合的研究を必至とする新時代の要求に応じ社会諸科学に基礎理論を与え、それと他の人文諸科学との関係を明にし、又社会現象としての教育現象を研究し、教育の担当者を養成することを目的とする。（従って本学部の卒業者は将来社会科の教員、ジャーナリスト、社会教育家、社会行政官吏等となるものである）社会科学の総合大学の構想は同時に社会学部をもつことはなしには成立しない〔この点が、1920年東京商科大学設立時における社会科学の総合大学化構想との本質的相違点であった〕。…社会学部は特殊科学としての狭義の社会学を研究するものではない。…この新社会学部は社会学を基礎学科とはするけれども、自然科学人文科学に属する諸科学を、それらが社会的に^{ソーシャル}成立するという観点から相互関係的に、総合的に取り扱うという点で最も新しい試みであり、現代社会の新情勢に対応する新制度である。」

5. Social Sciences（狭義）を中核に置く「社会科学の総合大学」

狭義の Social Sciences は、各国民国家の歴史の中で、ソーシャル social という言葉が如何なる意味で用いられてきたのかという歴史的背景によって、「ソーシャル social なもの」についての学である社会科学も異なる意味を帯びる。Sociology は social なものについてのロゴスであり、Socialism とは social なものを重視する思想と運動のことである。社会政策、社会福祉、社会教育、社会運動などにおける「社会」も上記の狭義における social に関係した概念である。Social Sciences、Sociology、Socialism は social という共通項で

ヨーロッパ諸国においては密接に関連しているが、それらが日本語に翻訳されると、「社会科学」＝「自然科学・人文科学以外のすべての専門分野」、「社会学」＝「社会科学の単なる一専門分野」、「社会主義」＝「イデオロギーであってそもそも学問でさえない」というようにそれらの関連はほとんど見えなくなってしまう。

「ソーシャルなもの the social」とは、国家ないし「官」ではないが「私」でもない領域、すなわちいわゆる市民的公共性の領域において営まれる様々な活動を意味する。それは言い換えれば、社会を維持し発展させる為の公共的活動を「官」に独占させず、他方で、「官」の外部には私的利害のみを追求する「私」の領域しかないといった「官」・「私」の二項対立を克服し、諸個人が市民として自らの努力でソーシャルな公共的領域を形成・発展させて行く共同の意志と努力を表現する概念である。それは戦後日本における民主主義を単に選挙制度などの法制度面においてのみならず、社会生活の中に深く根を下ろした日本国民の生活作法として定着させることを意味していた。ヨーロッパの諸言語における「ソーシャルなもの」を対象とする「社会科学」(狭義)という用語の定着は、その社会的歴史的背景としてこのような実社会における「ソーシャルなもの」(制度、運動、思想)の成熟が前提となっていた。

戦後の新制一橋大学は、「新制大学立案の趣意」に見られるように、広義の社会諸科学(経済学、商学、法学などを含む)の総合化の中核に上記の「ソーシャルなもの the social」を研究し、かつ「ソーシャルなもの the social」の領域で活動できる人材を育成することを目的とする「社会学部」を置くことによって、戦後日本における民主主義ないし市民的公共性の形成と成熟に本格的に貢献しようとする一橋大学全体(単に社会学部のみならず)の理想と決意を表明したのである。

C. 二つの「社会科学の総合大学化」構想

第一の構想は、社会諸科学を構成する様々な専門諸分野を網羅して、それらの研究と教育を行う *universitas* としての「総合大学化」構想である。これは、歴史的には大正デモクラシー期に構想され、東京商科大学の設立で事実上の礎石が置かれ、かつ戦後の新制大学化によって制度的にも具体化を見た構想であった。

これに対して第二の構想は、第一の「総合大学化」構想が日本の軍国主義と中国・アジアへの侵略戦争を防止することができなかったという反省の上に、実社会における「ソーシャルなもの」の形成と密接な関係をもって営まれるソーシャルな学としての社会科学の探究を新制大学の中心課題に置き、その周りに経済学、商学、法学などのその他広義の社会科学に属する諸ディシプリンを配置するという内容であった。

新制大学創立時における上記のような社会学部創立の理念の喪失が言われて久しい。しかし今までの説明から明らかなように、社会学部創立の理念はそもそも、一学部内部で維持・継承されることはそもそも不可能な理念であった。第一の構想は、社会全体におけるリベラルな活力を背景としつつも、直接には一大学の大学人の努力によって実現可能な目標であったし、事実、歴史的に実現を見たものであった。しかし第二の構想は、大学に対してソーシャルな学を切実に要求するほどに実社会におけるソーシャルな制度・運動・組織が成熟してゆくことなしには維持することはできない。戦後の日本において広義の社会

科学とは区別された狭義の社会科学という用語が定着しなかったという事実は、実社会におけるソーシャルな領域の活力が相対的に脆弱であったことを雄弁に物語っているといえる。そのような歴史的制約の中で戦後初期の第二構想は、事実上、戦前の東京商科大学設立以来の伝統的な「総合大学化」構想の延長線上に引き戻されざるをえなかったのだと考える。またその制約の中では、社会学部の諸専門分野を統括する理念が見えにくくなり、ある種の残余範疇とならざるをえなかった。「新制大学立案の趣意」においては中心的学部として位置づけられていた社会学部が、戦後の大学運営の歴史においては常に商、経、法、社という序列に位置づけられていたという事実ほど、第一構想が第二構想を制圧した姿を雄弁に語っているものはない。

一橋大学社会学部の存在は、それ自体、戦後直後の民主主義の活力とその未完のプロジェクトを私たちに伝えていると言えよう。

資料

1. 「新制大学立案の趣意」（新制大学立案委員会 1947年11月）『一橋新聞』第397号、1948.02.01. 『学制史資料』第9集 p.112-116
2. 「一橋大学の沿革」一橋大学学長室編集『一橋大学 概要 2005』 p.64-67
3. 「社会学部の沿革概略」『一橋大学学問史』 p.1358-1360

文献

- 一橋大学学園史刊行委員会（1986）『一橋大学学問史』一橋大学
一橋大学学園史刊行委員会（1986a）『一橋大学学制史資料』第9集、一橋大学
一橋大学学園史刊行委員会（1995）『一橋大学百二十年史』一橋大学
上原専禄（1992）『大学論 増補』、上原専禄『著作集』第5巻、評論社
渡辺雅男編（2000）『高島善哉 その学問的世界』こぶし書房